

第 50 号議案

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のように定める。

令和 6 年 6 月 20 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

放課後児童健全育成事業所に置く放課後児童支援員の数の基準を緩和するとともに、本
市独自の基準を明確にしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 27 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基準）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準省令」という。）に定める基準の例による。

（暴力団関係者の排除）

第 4 条 放課後児童健全育成事業を行う者は、その運営について、暴力団関係者（豊後大野市暴力団排除条例（平成 23 年豊後大野市条例第 9 号）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

（設備の基準）

第 5 条 第 3 条の規定によりその例によることとされる基準省令第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、その面積要件を緩和し、児童を受け入れることができる」とする。

（職員）

第 6 条 第 3 条の規定によりその例によることとされる基準省令第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項中「以上」とあるのは、「（利用者の支援に支障がない場合であって、市長が特別に認めたときは、1 人）以上」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員に関する経過措置）

2 当分の間、第 3 条の規定によりその例によることとされる基準省令第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。